

2. 特別会計

特別会計は、特定の収入で特定の事業を実施したり、又特定の目的をもって資金を運用する場合など、一般会計と区分する必要があるものについて、条例により設けられる会計です。

各会計とも、当初予算に補正予算を増減した予算現額及び収入済額・支出済額は、表-2のとおりとなっています。

なお、介護保険特別会計においては、平成18年度繰越明許費として4,200千円を含んだ予算となっています。

表-2 平成19年度 特別会計予算執行状況（平成20年3月末現在）

（単位：千円、％）

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険	5,615,481	4,621,159	82.3	5,074,014	90.4
国民健康保険 直営診療所	50,003	33,611	67.2	42,484	85.0
介護保険 直営診療所	236	243	103.0	9	3.8
老人保健	7,324,026	6,781,396	92.6	6,760,152	92.3
介護保険	5,057,454	4,488,162	88.7	4,538,803	89.7
農業集落排水	186,233	109,865	59.0	161,769	86.9
公共下水道	115,629	45,488	39.3	87,268	75.5
浄化槽施設	58,518	36,278	62.0	47,158	80.6
簡易水道	461,377	402,647	87.3	436,527	94.6
合計	18,868,957	16,518,849	87.5	17,148,184	90.9